

検査体制の拡充について(地域外来・検査センター)

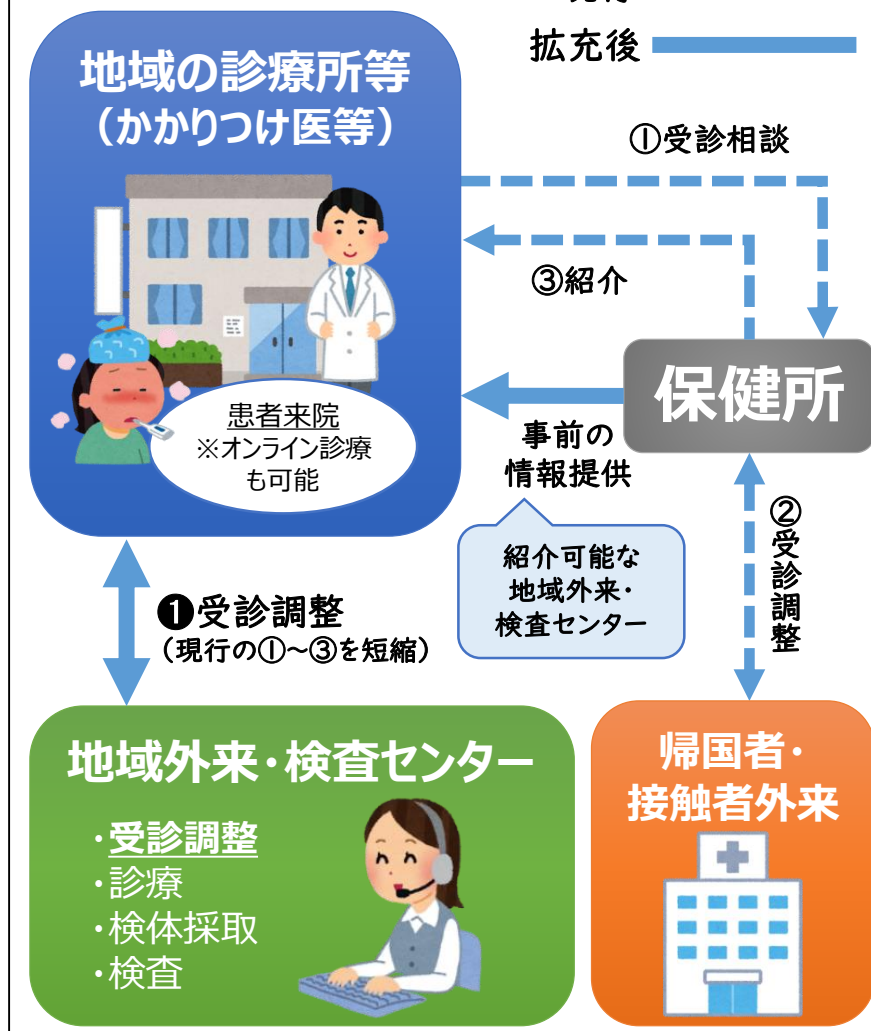
- 保健所（新型コロナ受診相談センター）、帰国者・接触者外来の業務増
⇒ 診療所等が保健所を経由せず、受診調整できる仕組みの構築を目指す

地域外来・検査センターとは

更なる検査体制を確立するため、帰国者・接触者外来に加えて検体採取・検査を集中的に行う地域外来・検査センターを設置（都道府県・保健所設置市から医師会等への委託を想定）できる。

| 種類 | 実施場所 | 概要 | 備考 |
|-------------|-------------------------|---|----------------------------|
| 帰国者・接触者外来 | 医療機関 | <ul style="list-style-type: none"> ・保健所からの受診調整が前提 ・保健所が帰国者・接触者外来への受診要否を判断 | ・府内70か所 |
| 地域外来・検査センター | 医療機関 保健所ほか 公共施設 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・保健所を経由せず地域の診療所等から直接受診調整も可能（現時点でこの機能を有する地域外来・検査センターは無い） ・医師が検査要否を判断 <p>※診察をせず検体採取に特化することも可</p> | ・ドライブスルー等 多種多様な 実施方法 |

《イメージ》



※ 患者が集中し、混乱をきたすことがないよう、帰国者・接触者外来と同様地域外来・検査センターの公表は原則行わない。